

専決処分の承認を求ることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年8月19日 提出
西北五広域福祉事務組合
管理者 倉光弘昭

令和7年8月19日 可決
西北五広域福祉事務組合議会
議長高橋美奈

専決第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度西北五広域福祉事務組合一般会計補正予算（第1号）について次のとおり専決処分する。

令和7年4月14日 専 決
西北五広域福祉事務組合
管理者 倉 光 弘 昭

令和7年度

西北五広域福祉事務組合一般会計補正予算(第1号)

令和7年度西北五広域福祉事務組合一般会計補正予算(第1号)

令和7年度西北五広域福祉事務組合の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 0円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 242, 440千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位:千円)		
款	項	既定額	補正額	計
1 分担金及び負担金		177,272	0	177,272
	1 負担金	177,272	0	177,272
4 県支出金		48,573	0	48,573
	1 県負担金	46,996	0	46,996
	3 県委託金	1,577	0	1,577
5 財産収入		891	0	891
	1 財産運用収入	1	0	1
	2 財産売払収入	890	0	890
6 寄附金		1	0	1
	1 寄附金	1	0	1
7 繰入金		13,000	0	13,000
	1 基金繰入金	13,000	0	13,000
8 繰越金		100	0	100
	1 繰越金	100	0	100
9 諸収入		2,603	0	2,603
	1 預金利子	1	0	1
	2 受託事業収入	2,362	0	2,362
	3 雑入	240	0	240
歳入合計		242,440	0	242,440

歳出		(単位:千円)		
款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		741	0	741
	1 議会費	741	0	741
2 総務費		5,544	0	5,544
	1 総務管理費	5,443	0	5,443
	2 監査委員費	101	0	101
3 民生費		235,755	0	235,755
	1 社会福祉費	7,607	0	7,607
	2 児童福祉費	228,148	0	228,148
5 予備費		400	0	400
	1 予備費	400	0	400
歳出合計		242,440	0	242,440

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	既定額	補正額	計	備考
1 分担金及び負担金	177,272	0	177,272	
4 県支出金	48,573	0	48,573	
5 財産収入	891	0	891	
6 寄附金	1	0	1	
7 繰入金	13,000	0	13,000	
8 繰越金	100	0	100	
9 諸収入	2,603	0	2,603	
歳入合計	242,440	0	242,440	

(歳出)

(単位:千円)

款	既定額	補正額	計	財源内訳			備考	
				特定財源		一般財源		
				国県支出金	地方債			
1 議会費	741	0	741					
2 総務費	5,544	0	5,544					
3 民生費	235,755	0	235,755					
5 予備費	400	0	400					
歳出合計	242,440	0	242,440					

3 歳出

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位:千円)

目	既定額	補正額	計	補正財源の内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	24,125	1,492	25,617				1,492	10 需用費	1,492 6 修繕費 ・屋根雨漏り修繕 ・サクランボハウス修繕 1,492 592 900	
4 障害児通 所支援事 業費	47,876	△ 1,492	46,384				△ 1,492	10 需用費	△ 1,492 2 燃料費 △ 1,492	
計	72,001	0	72,001				0			